

障害児通所

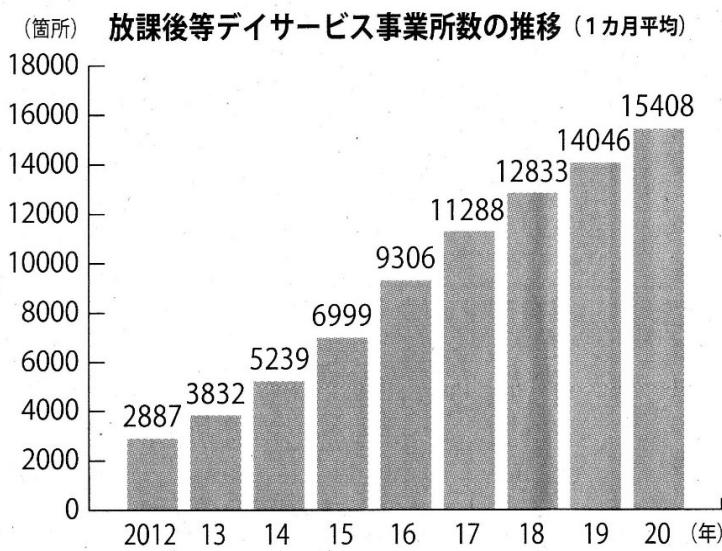
# 放課後デイは2類型に

## 厚労省検討会が報告書

厚生労働省は13日、学齢期の障害児が通う放課後等デイサービスについて、2類型に分ける方針を固めた。現行の運営指針にある創作活動など四つの活動をすべて行う「総合支援型」と、理学療法など専門性の高い支援を提供する「特定プログラム特化型」の二つに整理する。それぞれの機能を明確にすることで、支援内容のバリエーションを是正する。

同日の障害児通所支

援の在り方に関する検討会（座長＝柏女靈峰・淑徳大教授）に報告書案を示し、大筋で了承された。今後、関連する法律や障害報酬に反映する。



業所は、障害特性を踏まえた支援になつていいないと判断された場合、給付の対象外とす

2020年度は放課後デイの事業所数が月平均で1万5408カ所。児童発達支援の事業所数が同様に772カ所。12年以降急増し、障害福祉全体の給付費増大の要因とみられている。(福田敏克)

放課後デイは6歳から18歳までの学齢期にある障害児が通う事業所。現在は年齢に応じてどのようなサービスを提供することも促す。通う場所を放課後デイから学童保育に移したり、それに向けて併用利用したりすることは現在やすことも促す。通う事業所指定の拒否（総量規制）については、住民の身近な生活圏域ごとのニーズと供給量を見て判断する仕組みに改めることを委ねられ、その内容のバラツキがかねて問題視されていた。

インクルージョン（包摂・参加）の観点から、障害児以外の子どもと過ごす時間を増やすことも促す。通う事業所による事業所指定の拒否（総量規制）については、住民の身近な生活圏域ごとのニーズと供給量を見て判断する仕組みに改めることを委ねられ、その内容のバラツキがかねて問題視されていた。

今後、それを増やすため標準的な手法を確立し、障害報酬でも適切に評価する。

も行われているが、実績は多くない。

2020年度は放課後デイの事業所数が月平均で1万5408カ所。児童発達支援の事業所数が同様に772カ所。12年以降急増し、障害福祉全体の給付費増大の要因とみられている。(福田敏克)